

給付事務については、年金給付の請求書を受け付けてから年金が決定され、年金証書が請求者の方々に届くまでの所要日数を設定した「サービススタンダード」の達成状況を適切に把握し、引き続き迅速な事務処理を推進する。

この他、年金相談の充実、サービスの質の向上や業務運営の効率化、業務の公正性・透明性の確保などの取組を進めることとしている。

#### (4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援

##### ア 企業年金制度等の整備

平成23年8月に「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金確保支援法）が成立・公布された。今後施行される加入資格年齢の引き上げなどの改正事項について、関係者の方々の御意見を踏まえつつ、円滑な施行に努めるとともに、今後も国民の老後の所得確保の一層の安定と充実が図られるよう、厚生年金基金、確定給付企業年金や確定拠出年金等の普及を図る。

##### イ 退職金制度の改善

社外積立型の退職金制度を導入する等の改善を促進するとともに、中小企業における退職金制度の導入を支援するため、中小企業退職金共済制度の普及促進等の施策を推進する。

##### ウ 高齢期に備える資産形成等の促進

勤労者財産形成貯蓄制度の普及等を図ることにより、高齢期に備えた勤労者の自助努力による計画的な財産形成を促進する。

また、高齢者の財産管理の支援等に資する認知症高齢者等の権利擁護のための成年後見制度について周知する。

## 2 健康・福祉

### (1) 健康づくりの総合的推進

#### ア 生涯にわたる健康づくりの推進

平成12年に策定した「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進するため、「適度な運動」、「適切な食生活」、「禁煙」に焦点を当てた「すこやか生活習慣国民運動」や、これを発展させた「Smart Life Project」の一層の推進を図る。また、23年10月に取りまとめた「健康日本21」の最終評価等を踏まえ、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会等で検討を行うなど、25年度から開始予定の次期国民健康づくり運動プランの策定に向けた準備を進める。

さらに、健康な高齢期を送るためには、壮年期からの総合的な健康づくりが重要であるため、市町村が健康増進法に基づき実施している健康教育、健康診査、機能訓練、訪問指導等の健康増進事業の一層の推進を図る。

「第2次食育推進基本計画」に基づき、家庭、学校・保育所、地域等における食育の推進、食育推進運動の全国展開、生産者と消費者の交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化、食文化の継承のための活動への支援、食品の安全性の情報提供等を実施する。

高齢受刑者で日常生活に支障がある者の円滑な社会復帰を実現するため、リハビリテーション専門スタッフを充実させる。

総人口に占める65歳以上の人口が23%を超え、超高齢社会を迎えた我が国においては、高齢者の心身の健康や体力の保持増進を支援することは、国の重要な責務であるとともに、高齢者が生き甲斐を持って健康で活力ある生活を営むためには、定期的、継続的な運動・スポーツが不可欠である。そこで、生活基盤の比重が仕

事中心から地域社会へ大きく移行する年齢層が、それぞれの適性や健康状態に応じて無理なく継続できる運動・スポーツプログラムの普及啓発を行うとともに、高齢者の体力づくりに係るシンポジウムを開催し、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に資する高齢者の体力づくり支援事業を実施する。

## イ 健康づくり施設の整備等

一定の要件を満たした運動施設及び温泉施設を「運動型健康増進施設」、「温泉利用型健康増進施設」及び「温泉利用プログラム型健康増進施設」として認定し、健康を増進するための民間サービスの振興を図る。

また、散歩や散策による健康づくりに資する取組みとして、地方公共団体等のまちづくりと一体となった「かわまちづくり」の推進を図る。

さらに、自然環境との触れ合いの中での健康づくりに配慮した水辺空間の整備など、河川管理上必要な施設の整備等を推進する。

そのほかに、高齢者の健康づくりの場としての森林の利用を推進するため、健康づくりに資する森林の整備を推進するとともに、森林体験活動の場となる実習林や体験施設などの整備等を実施する。

国立公園においては、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等についてバリアフリー化を推進するなど、高齢者にも配慮した自然とのふれあいの場の整備を実施する。

都市公園においては、広く健康づくりの様々な活動が行われるよう高齢者等にも配慮した整備を推進する。

## ウ 介護予防の推進

要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業を推進するとともに、日常生活圏域で高齢者の生活の継続性が確保できるように、建物等の改修等により、介護予防サービス提供のための拠点整備を行う。

また、より効果的・効率的な介護予防事業の実施方法やプログラムの内容について検討するためのモデル事業を市町村で実施する。

## (2) 介護保険制度の着実な実施

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることを可能とするために医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの基盤を強化する観点から、平成24年4月の介護報酬改定で、在宅サービスの充実と施設の重点化、自立支援型サービスの強化と重点化、医療と介護の連携・役割分担、介護人材の確保とサービスの質の向上を柱とする改定を行った。

また、近年の介護サービスを巡っては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況にあるため、第169回国会で「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」（平成20年法律第44号）が成立し、平成21年度介護報酬改定において、プラス3.0%の介護報酬改定を行い、21年度第一次補正予算において、23年度までの間介護職員（常勤換算）1人当たり平均月額1.5万円の賃金引き上げに相当する介護職員処遇改善交付金により介護職員の処遇改善に取り組んできた。平成24年度介護報酬改定においても、プラス1.2%の改定を行い、これまでの処遇改善の取組が確実に継続されるよう、「介護職員処

遇改善加算」を創設するなど、引き続き、これらの取組を着実に実施し、介護従事者の処遇改善を図る。

### (3) 介護サービスの充実

#### ア 必要な介護サービスの確保

平成24年度においては、地域住民が可能な限り、住み慣れた地域で介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制（地域包括ケアシステム）の実現を目指すため、訪問介護と訪問看護が密接に連携した「定期巡回・随時対応サービス」や、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能をあわせ持つ「複合型サービス事業所」等の在宅サービス拠点の充実や、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者の住まいの整備等を進める。

あわせて、福祉・介護人材の確保については、介護労働者の雇用管理改善を図るため、労働環境の整備に資する介護福祉機器を導入する事業主への助成や、介護労働者の雇用管理全般に関する雇用管理責任者への講習を実施してきた。平成24年度からは、こうした取組に加え、介護労働者の雇用管理の改善や人材確保に取り組む事業主に対して一層の支援を行っていくため、賃金など処遇の向上や労働条件の改善等の雇用管理改善に資する制度を導入する事業主への助成措置を実施する。人材の参入促進を図る観点から、介護に関する専門的な技能を身につけられるようにするための離職者訓練の充実を図るとともに、全国の主要なハローワークに設置する「福祉人材コーナー」において、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施することに加え、「福祉人材コーナー」を設置していない主要なハローワークにおいても相談体制を整備し、福祉分野の職業相談・職業紹介、職業情報の提供及び「福祉人材

コーナー」への利用勧奨等の支援を実施していく。

#### イ 介護サービスの質の向上

介護保険制度の運営の要である介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上を図るため、引き続き、実務研修及び現任者に対する研修を体系的に実施する。また、地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員に対する指導助言や関係機関との連絡調整等を行い、地域のケアマネジメント機能の向上を図っていく。

高齢者の尊厳の保持を図る観点から、特別養護老人ホームの個室ユニット化を進めるとともに、介護従事者等による高齢者虐待の防止に向けた取組を推進していく。

あわせて、ユニットケアを行う施設において、その整備の促進及び施設の特徴をいかした適切なサービスの提供を確保するため、施設整備担当者研修及びサービスマネジメント担当者研修を実施する。

また、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方について、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」における議論や試行事業の実施を踏まえ、「介護基盤の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を第177通常国会に提出し、平成23年6月に成立、公布され、24年4月から施行する。

#### ウ 認知症高齢者支援施策の推進

認知症の人への対応について、地域包括支援センター等を中心として、医療・介護従事者、行政機関、家族等の支援に携わる者や対象者が一堂に会する「地域ケア会議」を実施し、アセスメント結果を活用したケア方針を検討・決定する等の基本的枠組みを全国で構築するため

に、①認知症早期診断・治療、ケア体制の確立と認知機能の低下予防、②認知症にふさわしい介護サービス事業の普及、③認知症ケアモデルの開発とそれに基づく人材の育成、④市民後見人の育成など地域全体で支える体制の充実が必要であり、今後、調査・研究等を進め次期介護報酬改定に向けて結論が得られるよう議論を行っていく。また、24年度においては、認知症になっても住み慣れた地域での生活が継続できるよう、23年度に引き続き、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員の配置や認知症の人の福祉を増進する観点から市民後見活動の推進等を行っていく。

なお、17年度から開始した、認知症の正しい知識の普及を図り、認知症の人が尊厳をもって地域で暮らし続けることを支える「地域づくり」を推進していくための広報キャンペーンについては、「認知症サポーター100万人キャラバン」等を始めとする取組が各地域において推進されるよう、必要な支援を行っていく。

## エ 介護に関する普及啓発

平成23年度に引き続き、都道府県・市区町村、介護事業者、関係機関・団体等の協力を得つつ、「介護の日」に合わせ、国民への啓発のための取組を重点的に実施する。

### (4) 地域の支え合いによる生活支援の推進

いわゆる「孤立死」の防止対策として、地域における取組みの参考となるよう、個人情報の取扱いについて改めて示すほか、先進的な取組みを実施している地域の事例も紹介することにより、地域で総合的な取組みが行われるよう支援していく。

また、地域の支え合いを推進するため、地域

福祉等推進特別支援事業において、高齢者等の地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組を行う自治体等への支援を行う。

さらに、高齢者を含む一人暮らし世帯等が地域において安心して暮らすことができるよう、見守り活動等への支援を行う安心生活創造事業の普及を図る。

平成23年1月、新たな社会的リスクとしての「孤立化」、「無縁社会」、「孤族」などの問題について、セーフティネットの強化を含めた社会的包摂政策を戦略的に推進するため、「一人ひとりを包摂する社会」特命チームを設置した。

同特命チームにおいては、同年5月に「社会的包摂政策を進めるための基本的考え方」を、8月に「社会的包摂に関する緊急政策提言」をとりまとめた。

平成24年度においては、「緊急政策提言」に基づき、先導的なプロジェクトや相談支援事業、実態調査等の各種施策を進めることとしている。

## (5) 高齢者医療制度の改革

### ア 高齢者医療制度の見直し

高齢者医療制度の見直しについては、平成24年2月17日に閣議決定した「社会保障・税一体改革大綱」において、「高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。」、「具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。」とされたことを踏まえ、引き続き、関係者との検討・調整を行っていく。

## イ 特定健診・特定保健指導

高齢化の進展等により今後も医療費の増加が見込まれる中で、国民皆保険を堅持していくためには、必要な医療は確保しつつ、効率化できる部分は効率化を図ることが重要であり、特定健診等の生活習慣病対策など中長期的な各般の取組を引き続き進めていく。

## ウ 公的保険に依存しない多様な医療・介護周辺サービスの創出

公的保険に依存しない医療・介護機関と民間サービス事業者等が連携した新たなサービス産業創出のため、関連する規制・制度や事業化の可能性について調査・検討を行うとともに、サービスの創出・事業化に対する支援を行う。

## エ 地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供

国民が住み慣れた地域で生活することを支えるためには、医療・介護にまたがる様々な支援を提供する必要がある。

このため、平成23年度から取り組んできた在宅医療連携拠点事業について、その実施箇所数を拡大するとともに、普及啓発や人材育成等の機能を拡充する等の取組を行っていく。また、在宅医療に関する達成すべき目標や医療連携体制等について、平成24年度に各都道府県が策定する新たな医療計画（平成25年度から実施）に記載することとし、地域における在宅医療の計画的な推進を図っていく。

## (6) 子育て支援施策の総合的推進

今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月閣議決定）に基づき、具体的な数値目標を掲げ、保育等の充実やワーク・ライ

フ・バランスの推進など、子どもの育ちを社会全体で支え合う環境づくりに取り組むこととしている。

また、幼保一体化を含めた、新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度である「子ども・子育て新システム」については、「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を平成24年通常国会に提出した。

なお、子ども・子育て新システムの本格実施については恒久財源を得て行うこととしており、本格施行の具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期や、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することを踏まえ政令で定めることとしている。また、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議の設置や国の基本指針の策定など可能なものから段階的に実施を図っていくこととしている。

## ③ 学習・社会参加

### (1) 生涯学習社会の形成

#### ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備

生涯学習の振興に向けて、平成2年に「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」を策定し推進体制の整備を図ることとし、18年12月に改正した教育基本法に生涯学習の理念を明記した（第3条）。これらの法律や中央教育審議会の答申等に基づき、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりなど、「生涯学習社会」の実現のための取組を進める。